

小矢部市建設工事等指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント並びに道路等の維持管理業務（以下「市工事」という。）の入札参加の有資格業者に対する指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(有資格者)

第2条 この要領において「有資格業者」とは、指名競争入札の参加者の資格名簿（小矢部市契約規則第20条の2）に登載されている者をいう。

(指名停止)

第3条 有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより情状に応じ期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行なったときは、市工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第8号から第13号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヶ年を経過する間での間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第8号から第13号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号

に掲げる場合を除く。)

- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の変更又は指名停止の解除)

- 第6条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 2 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

(指名停止の決定)

- 第7条 市が発注する工事等に係る指名停止等は、小矢部市建設業者選考審議会の構成員(以下「指名停止担当部課長」という。)の発議によって、小矢部市建設業者選考審議会に諮って決定するものとする。

(指名停止等の通知等)

- 第8条 当該有資格者に対し、遅延なく指名停止等の内容を通知するものとし、小矢部市建設業者選考審議会の庶務担当が処理するものとする。
- 2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が市工事等に係るものであるときは、指名停止担当部課長は、当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

- 第9条 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札までの間において小矢部市から指名停止を受けた有資格業者は、原則として一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

(随意契約の制限)

- 第10条 指名停止期間中の有資格業者は、市工事等の随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該有資格業者と契約を締結しなければ市工事等の目的を達成出来ない特別な理由がある場合で、市工事を所管する指名停止担当部課長の承認があったときは、この限りではない。

(下請負の禁止)

- 第11条 市工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の有資格業者が下請負し、若しくは受託することを、承認してはならない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

- 第12条 第7条に規定する部課長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則
(施行日)

- この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 1 月 15 日から施行する。
- この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 現場事故等に対する措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 市発注に係る工事等（以下「市発注工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>(2) 市発注工事等の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(3) 市内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「市以外発注工事等」という。）の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>(4) 第1号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> |
| <p>(公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(6) 市以外の発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p> |
| <p>(工事等の関係者事故)</p> <p>(7) 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(8) 市以外の発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内</p> |

別表第2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--|
| <p>(贈賄)</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる者が市外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> |
| <p>(暴力団関係)</p> <p>(4) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>(5) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>ただし、当該排除期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| <p>(6) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>(7) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(8) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。</p> <p>(9) 暴力団関係者による不当な要求若しくは公共工事等への不当な介入行為を受け、又は不当要求等による被害を受けたにもかかわらず、小矢部市長に報告せず、又は小矢部警察署長に届け出なかったとき。</p> | <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(10) 市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(11) 市以外の発注工事に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(12) 県外の発注工事に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上18ヶ月以内</p> |
| <p>(談合)</p> <p>(13) 市発注工事に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(14) 市以外の発注工事に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った 日から 8ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った 日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(15) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不</p> | <p>当該認定をした日から</p> |

| | |
|--|-----------------------------|
| <p>正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> |
| <p>(16) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁固以上の刑にある犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> |